令和　２年４月１４日

各　位

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　多　田　　計　介

新型コロナウイルス感染拡大により休業を伴うＮＨＫ受信料について

　時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当連合会の活動推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、今回の新型コロナウイルス感染症により集客の減少に伴い休業をする場合、下記の条件でＮＨＫ受信契約が一時的**に**廃止として取り扱われNHK受信料の支払いが不要となりますので、傘下組合員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

１．休業を１ヶ月以上する施設。

（ＮＨＫ受信料が不要とされる基準として、１ヶ月単位となります。

　　　　例えば４５日ですと、１ヶ月と１５日間となります。１５日間は不要の対象外となります。）

　　２．休業日が事前に指定する場合は、その旨休業期間を各都道府県のＮＨＫにご報告願います。

　　３、休業期間の開始日が決定し終了期日が決まっていない場合、休業期間の開始日を**各都道府県のＮＨＫ**にご報告願います。その際休業の終了日時が決まっていない旨ご報告を願います。

　　４、いずれも、休業期間が１か月以上であればその後も１ヶ月単位での受信料の支払いが不要となります。

以上

【御問合せ先：NHK松山拠点放送局　TEL：０８９－９２１－１１１３】